3　第一項の規定の適用があった内国法人（当該内国法人が単体間適格合併又は連結内適格合併により解散をした場合には当該単体間適格合併又は連結内適格合併に係る合併法人とし、当該内国法人が連結親法人である場合には同項の事実を仮装して経理したところに基づく金額を有する連結法人（当該連結法人が連結内適格合併により解散をした場合には、当該連結内適格合併に係る合併法人）とする。以下この条において「適用法人」という。）について、同項の更正の日の属する課税事業年度開始の日（当該更正が当該単体間適格合併に係る被合併法人の課税事業年度の所得基準法人税額に対する地方法人税に係る課税事業年度の同項の規定による申告書の提出期限。以下この項及び第八項において「最終申告期限」という。）が到来した場合（当該最終申告期限までに当該最終申告期限に係る申告書の提出がなかった場合にあっては、当該申告書に係る期限後申告書の提出又は当該申告書に係る課税事業年度の地方法人税についての国税通則法第二十五条の規定による決定があった場合）には、税務署長は、当該適用法人（当該適用法人が連結子法人である場合には、当該適用法人に係る連結親法人）に対し、当該更正に係る仮装経理地方法人税額（既に前項、この項又は第七項の規定により還付すべきこととなった金額及び第十三条の規定により控除された金額を除く。）を還付する。

一　残余財産（連結法人の残余財産を除く。）が確定したこと　その残余財産の確定の日

二　合併による解散（連結法人の解散及び単体間適格合併による解散を除く。）をしたこと　その合併の日の前日

三　破産手続開始の決定による解散（連結法人の解散を除く。）をしたこと　その破産手続開始の決定の日

四　法人税法第四条の二の承認を受けたこと　その承認に係る同法第十五条の二第一項に規定する最初連結事業年度開始の日の前日

五　法人税法第四条の五第一項又は第二項の規定により同法第四条の二の承認を取り消されたこと（連結内適格合併による解散に基因してその承認を取り消されたことを除く。）　その取り消された日の前日

六　法人税法第四条の五第三項の承認を受けたこと　その承認を受けた日

七　法人税法第二条第九号に規定する普通法人又は同条第七号に規定する協同組合等（連結法人を除く。）が同条第六号に規定する公益法人等に該当することとなったこと　その該当することとなった日の前日

4　適用法人につき次に掲げる事実が生じた場合には、当該適用法人（当該適用法人が連結子法人である場合には、当該適用法人に係る連結親法人。第六項及び第七項において同じ。）は、当該事実が生じた日以後一年以内に、納税地の所轄税務署長に対し、その適用に係る仮装経理地方法人税額（既に前二項又は第七項の規定により還付されるべきこととなった金額及び第十三条の規定により控除された金額を除く。第六項及び第七項において同じ。）の還付を請求することができる。

一　更生手続開始の決定があったこと。

二　再生手続開始の決定があったこと。

三　前二号に掲げる事実に準ずる事実として政令で定める事実

5　内国法人につきその各課税事業年度の課税標準法人税額（所得基準法人税額に係るものに限る。以下この項において同じ。）を減少させる更正で当該内国法人の当該各課税事業年度開始の日前に終了した課税事業年度の所得基準法人税額に対する地方法人税についてされた更正（当該内国法人を合併法人とする適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日前に終了した課税事業年度の所得基準法人税額に対する地方法人税についてされた更正を含む。以下この項において「原更正」という。）に伴うもの（以下この項において「反射的更正」という。）があった場合において、当該反射的更正により減少する部分の課税標準法人税額のうちに当該原更正に係る課税事業年度においてその事実を仮装して経理した金額に係るものがあるときは、当該金額は、当該各課税事業年度において当該内国法人が仮装して経理したところに基づく金額とみなして、前各項の規定を適用する。

6　第四項の規定による還付の請求をしようとする適用法人は、その還付を受けようとする仮装経理地方法人税額、その計算の基礎その他財務省令で定める事項を記載した還付請求書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

7　税務署長は、前項の還付請求書の提出があった場合には、その請求に係る事実その他必要な事項について調査し、その調査したところにより、その請求をした適用法人に対し、仮装経理地方法人税額を還付し、又は請求の理由がない旨を書面により通知する。

8　第二項、第三項又は前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項の期間は、第一項の更正の日の翌日以後一月を経過した日（第三項の規定による還付金にあっては同項の最終申告期限（同項の期限後申告書の提出があった場合にはその提出の日とし、同項の決定があった場合にはその決定の日とする。）の翌日とし、前項の規定による還付金にあっては第四項の規定による還付の請求がされた日の翌日以後三月を経過した日とする。）からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなった日がある場合には、その適することとなった日）までの期間とする。

9　第一項の場合において、同項の更正により第十九条第一項第四号に掲げる金額が増加したときは、その増加した部分の金額のうち当該更正に係る仮装経理地方法人税額に達するまでの金額については、前条第二項の規定は、適用しない。ただし、同条第三項に規定する延滞税がある場合における同項の規定の適用については、この限りでない。

第五章　雑則

（代表者等の自署押印）

第三十条　法人税法第百五十一条の規定は、法人の提出する地方法人税中間申告書、第十六条第九項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。第三十五条において同じ。）、地方法人税確定申告書及び第十九条第六項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。第三十五条において同じ。）並びにこれらの申告書に係る修正申告書について準用する。

（連帯納付の責任）

第三十一条　法人税法第八十一条の二十八の規定は、連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人につきその連結完全支配関係がある期間内に納税義務が成立した当該連結親法人の各課税事業年度の第六条第三号に定める基準法人税額に対する地方法人税について準用する。

2　法人税法第百五十二条の規定は、第三条第三項において準用する同法第四条の八第二項の規定により同法第百五十二条第一項に規定する主宰受託者が納めるものとされる地方法人税について準用する。

（政令への委任）

第三十二条　この法律に定めるもののほか、この法律による地方法人税の還付の通知に係る事項その他のこの法律の実施のための手続その他その執行に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章　罰則

第三十三条　偽りその他不正の行為により、第十九条第一項第二号に規定する地方法人税の額（第十二条の規定により控除をされる金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しないでした地方法人税の額）若しくは第十九条第六項第二号に規定する地方法人税の額につき地方法人税を免れ、又は第二十三条第一項の規定による地方法人税の還付を受けた場合には、法人の代表者（人格のない社団等の管理人及び法人課税信託の受託者である個人を含む。以下第三十六条までにおいて同じ。）、代理人、使用人その他の従業者（当該法人が連結親法人である場合には、連結子法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者を含む。第三十七条第一項において同じ。）でその違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。